

別表第6（第4条関係）

騒音に係る規制基準

2 特定建設作業等の規制基準

(1) 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線から30メートルの地点において、別表第5の1に掲げる特定建設作業にあつては85デシベル、同表の2に掲げる特定建設作業にあつては80デシベル、同表の3から6までに掲げる特定建設作業にあつては75デシベルを超えない大きさであること。同表の7に掲げる特定行為にあつては、次の表に掲げるとおりとする。

午前5時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前5時まで
住家からおおむね200m以内は使用してはならない。	使用してはならない。

(2) 特定建設作業の騒音が、次の表の第1欄に掲げる特定建設作業の種類に応じ、付表の1に掲げる区域にあつては、次の表の第2欄に掲げる時間内、付表の2に掲げる区域にあつては次の表の第3欄に掲げる時間内において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特にこの号本文に掲げる時間（以下「夜間」という。）において当該特定建設作業を行う必要がある場合、道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定に基づき道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合並びに道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。

第1欄	第2欄	第3欄
別表第5の1及び2に掲げる特定建設作業	午後7時から翌日の午前7時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
同表の3から6までに掲げる特定建設作業	午後9時から翌日の午前6時まで	

(3) 特定建設作業の騒音が、当該特定建設作業の場所において、付表の1に掲げる区域にあつては、1日10時間、付表の2に掲げる区域にあつては、1日14時間を超えて行われる特定建設作業に従って発生するものでないこと。ただし、当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合、災害その他非常事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

(4) 特定建設作業の騒音が、別表第5の1から3までに掲げる特定建設作業に係るものにあつては、これらの全部又は一部に係る作業の期間が、当該特定建設作業の場所において連続して6日、同表の4及び5に掲げる特定建設作業（これと連続して行う1から3までに掲げる特定建設作業を含む。）に係るものにあつてはこれらの全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において、付表の1に掲げる区域にあつては1月、付表の2に掲げる区域にあつては2月を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該

特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

- (5) 特定建設作業の騒音が、日曜日その他休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合並びに道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

備考

- 1 デシベルとは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は早い動特性（FAST）を用いるものとする。
- 3 騒音の測定は、原則として音源の存する敷地境界線とする。
- 4 騒音の測定の方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の値が最大一定でない場合、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

付表

- | | |
|---|---|
| 1 | 第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・その他の地域のうち次の各号に掲げる施設の敷地の範囲おおむね80m以内の区域 <ol style="list-style-type: none">(1) 病院及び収容施設を有する診療所(2) 学校(3) 図書館(4) 保育所(5) 特別養護老人ホーム |
| 2 | 1の区域以外の地域 |